


検認の実態及び企業の対応事例

2026年7月

経済産業省 通商政策局 経済連携課

検認制度の正しい理解と事前準備がEPA活用のカギ

- 経済連携協定（EPA）の利用企業には、「検認」制度に関する認識が十分でないままEPAを活用するケースがある一方で、EPA特恵税率の適用否認リスクを過度に懸念し、EPAの利用を躊躇する企業も見受けられる。
- そこで、**検認に関する企業の認識や、検認が実際にどのように行われ、企業がどのように対応してきたのかについて明らかにする**ことを目的に、本資料では①検認の概要や傾向、②企業アンケート調査結果、③実際に検認に対応した企業の事例を取りまとめた。
- 企業アンケート調査では、「検認に対する不安がない」と回答した企業は4割超に上る一方、残る約6割の企業は何らかの不安を感じていることが分かった。
- 不安を感じる企業の中には、①漠然とした不安を抱きながらも、実際の検認には問題なく対応できた企業や、②検認対応の実績がありつつ、特段の不安を感じていない企業も存在。これらの結果から、**多くの企業は検認に適切に対応できている**ことがうかがえた。
- さらに、検認経験のある企業10社にヒアリングを実施し、検認の傾向や対応上の工夫を整理した。企業の中には、検認対応に苦労したと感じるケースもあったが、ヒアリング対象企業においては、**検認の結果として特恵税率の適用が否認されたわけではない**ことも確認できた。
- EPAの活用に当たっては**原産品であることを示す資料や裏付け資料等を、原産性判定及び原産地証明書の作成時から適切に保管しておくことが重要**。この原則に沿って事前準備を行っていれば、検認を過度に恐れる必要はない。本資料では、**実際に検認の要請を受けた際の参考となる情報を多数掲載**している。検認の制度や実態を正しく理解し、EPAの適切かつ積極的な活用に役立てていただきたい。

- 
1. 検認の概要と傾向
 2. 検認実態アンケート調査結果
 3. 企業の対応事例

(1) 輸入国税関当局からの検認

検認とは

- 輸入国税関当局は、特惠税率の適用の可否を決定するに当たって、日本から輸出された産品が経済連携協定上の原産品であるか否か等について、各協定の規定に基づき、書面又は訪問を通じた確認の要請（検認）を行うことがあります。
- 検認への対応については、各協定上で定められた期限があるため、回答期限内に回答できるよう、法令に基づき、原産品であることを明らかにする資料等の書類の保存を適切に行っていただく必要があります。

検認の方法、検認のルート

- 輸入国税関当局は、各協定に規定された連絡方法により、書面にて、確認の要請を行います。
- 連絡ルートは協定毎に異なり、輸入国税関から外交ルートで①発給当局（経済産業省）または②（日本）税関に要請が来る「間接検認」と、③輸出者に直接要請が来る「直接検認」があります。

※次ページ以降の「各協定の証明方法と検認の種類一覧」や「回答期限の一覧」、「検認の流れ」を合わせてご確認ください。

(1) 輸入国税関当局からの検認

回答方法および回答期限

- 検認の回答者、回答期限は、協定毎に定められています。
- 「間接検認」の回答期限は、輸入国税関当局から検認の要請を受けた経済産業省もしくは日本税関の回答期限になります。外交ルートによる事前の精査等の事情により、輸出者、生産者の回答期間は変わりますので、ご注意ください。
- 輸出者が直接相手国税関当局に回答する「直接検認」を採用するCPTPP等の回答期限は、輸出者が回答する期限となります。

検認の結果

- 特惠税率を適用するか否かの最終的な判断は輸入国税関が行うこととなります。なお、間接検認の場合、輸入国税関当局に対して提供する情報は、輸出者等の同意がある情報となります。
- 情報の提供により、輸入国税関が当該産品について協定上の原産品であること等を確認できた場合には、輸入国税関において特惠税率の適用が認められます。一方で、協定上の期限内に回答しない場合や、提供された情報が当該産品が原産品であること等を証明するために十分でない場合には、輸入税関当局により特惠税率の適用が否認されることがあるため、御注意ください。

(参考)各協定の証明方法と検認の種類一覧

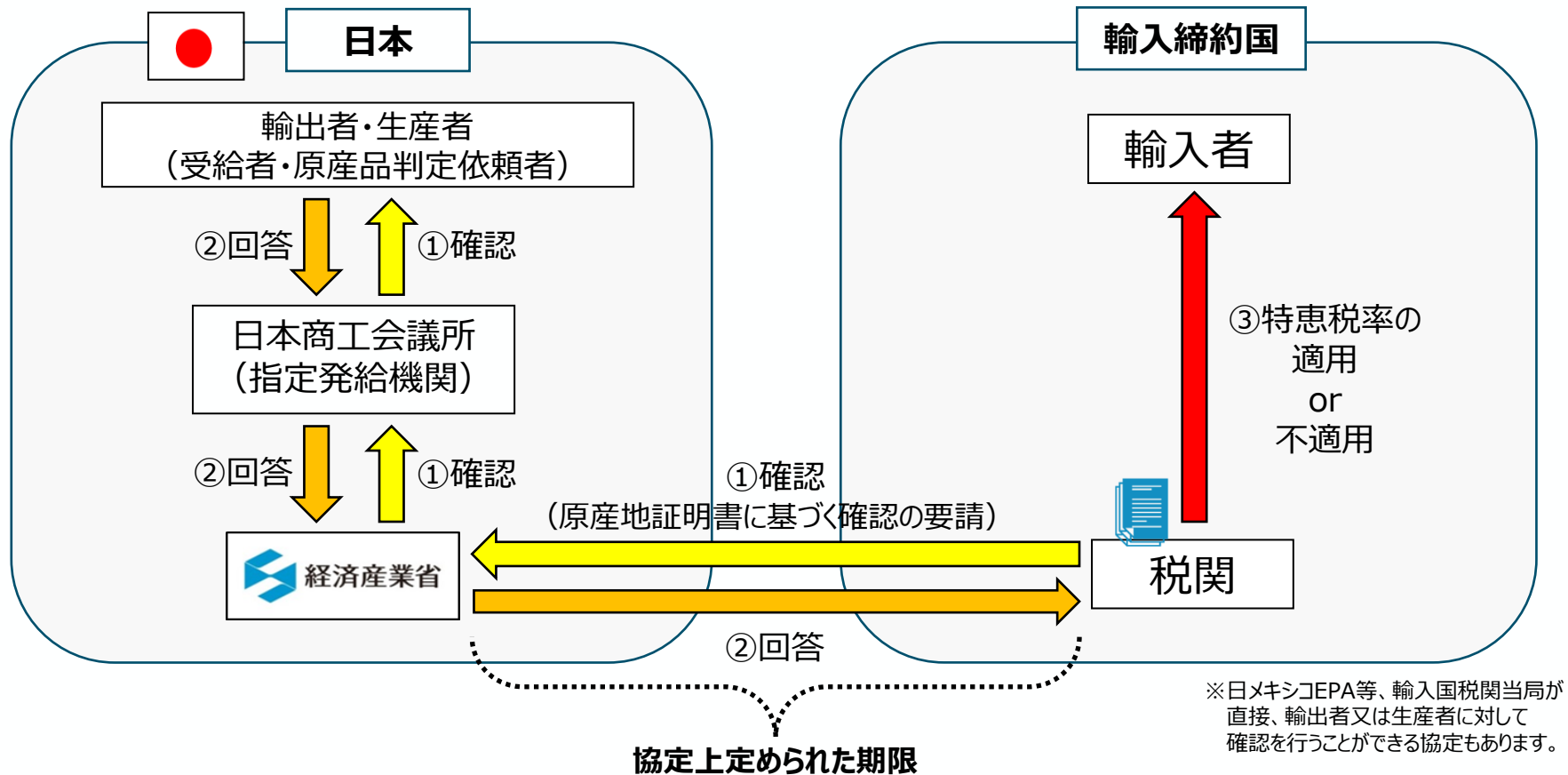
協定名	①第三者証明	②認定輸出者	③自己申告	間接/直接検認
日シンガポール	○	—	—	間接検認※
日メキシコ	○	○	—	直接・間接
日マレーシア	○	—	—	間接検認
日チリ	○	—	—	〃
日タイ	○	—	—	〃
日インドネシア	○	—	—	〃
日ブルネイ	○	—	—	〃
日ASEAN	○	—	—	〃
日フィリピン	○	—	—	〃
日スイス	○	○	—	〃
日ベトナム	○	—	—	〃
日インド	○	—	—	〃
日ペルー	○	○	—	〃
日オーストラリア	○	—	○	直接/間接
日モンゴル	○	—	—	間接検認
CPTTP	—	—	○	直接検認
日EU	—	—	○	間接検認
日米協定	—	—	○ (輸入者自己証明)	輸入者への検認のみ
日英	—	—	○	間接検認
RCEP	○	○	オーストラリア、ニュージーランド、韓国は輸出者/生産者自己証明を導入。日本は輸出者/生産者/輸入者を導入。その他の国は発効後10年/20年以内に導入。	〃

※日シンガポール協定の間接検認は輸入国税関から各商工会議所に確認の要請がある。その他の間接検認は経済産業省または日本税関に確認の要請がある。

※正確な情報は、協定本文も合わせて参照ください。

検認の流れ①（第三者証明・間接検認の場合）

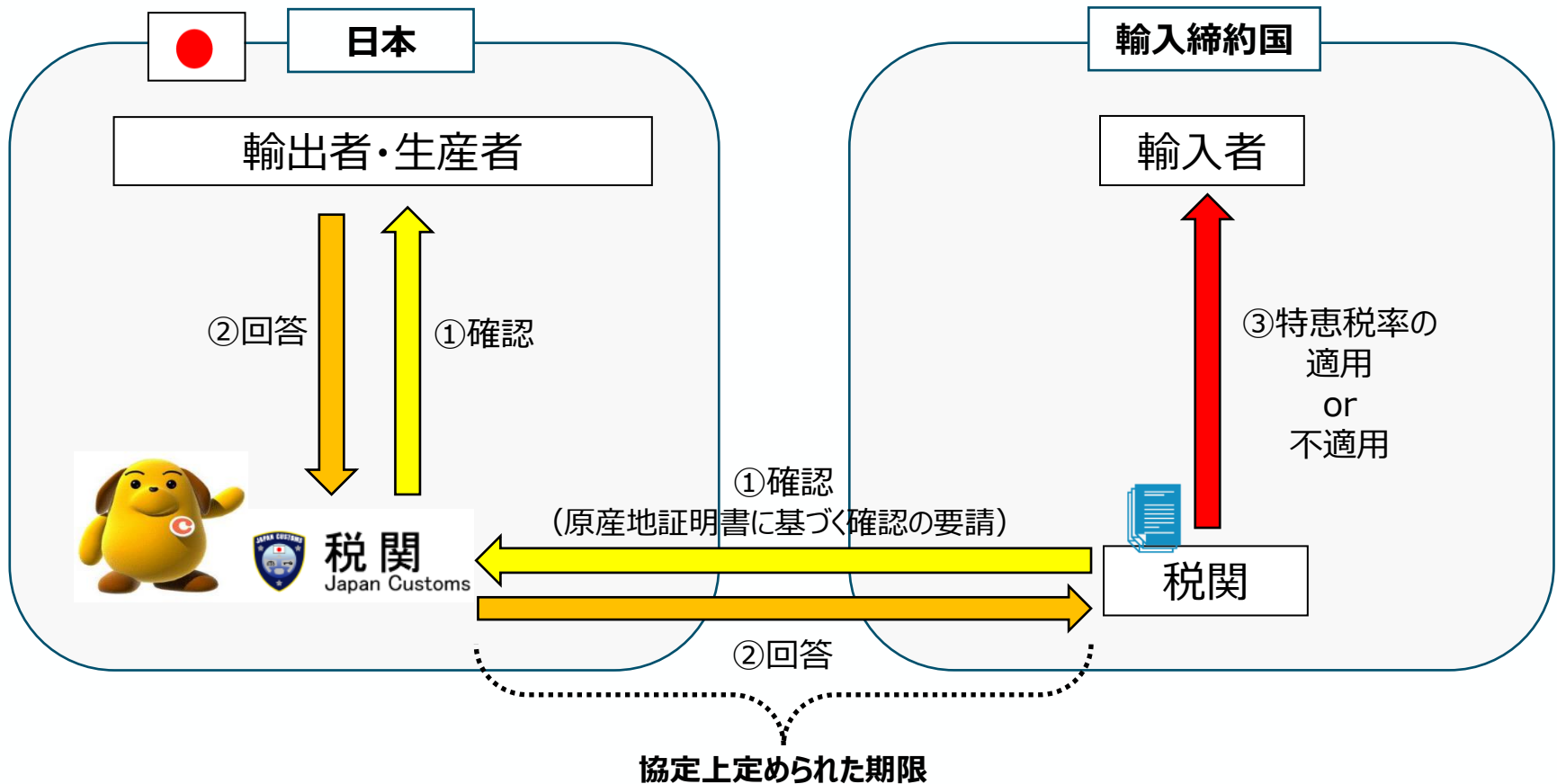
対象の協定：日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日ASEAN、日フィリピン、日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー、日オーストラリア、日モンゴル、RCEP



※「認定輸出者自己証明」の場合は、経済産業省から、認定輸出者に対して、確認を行います。

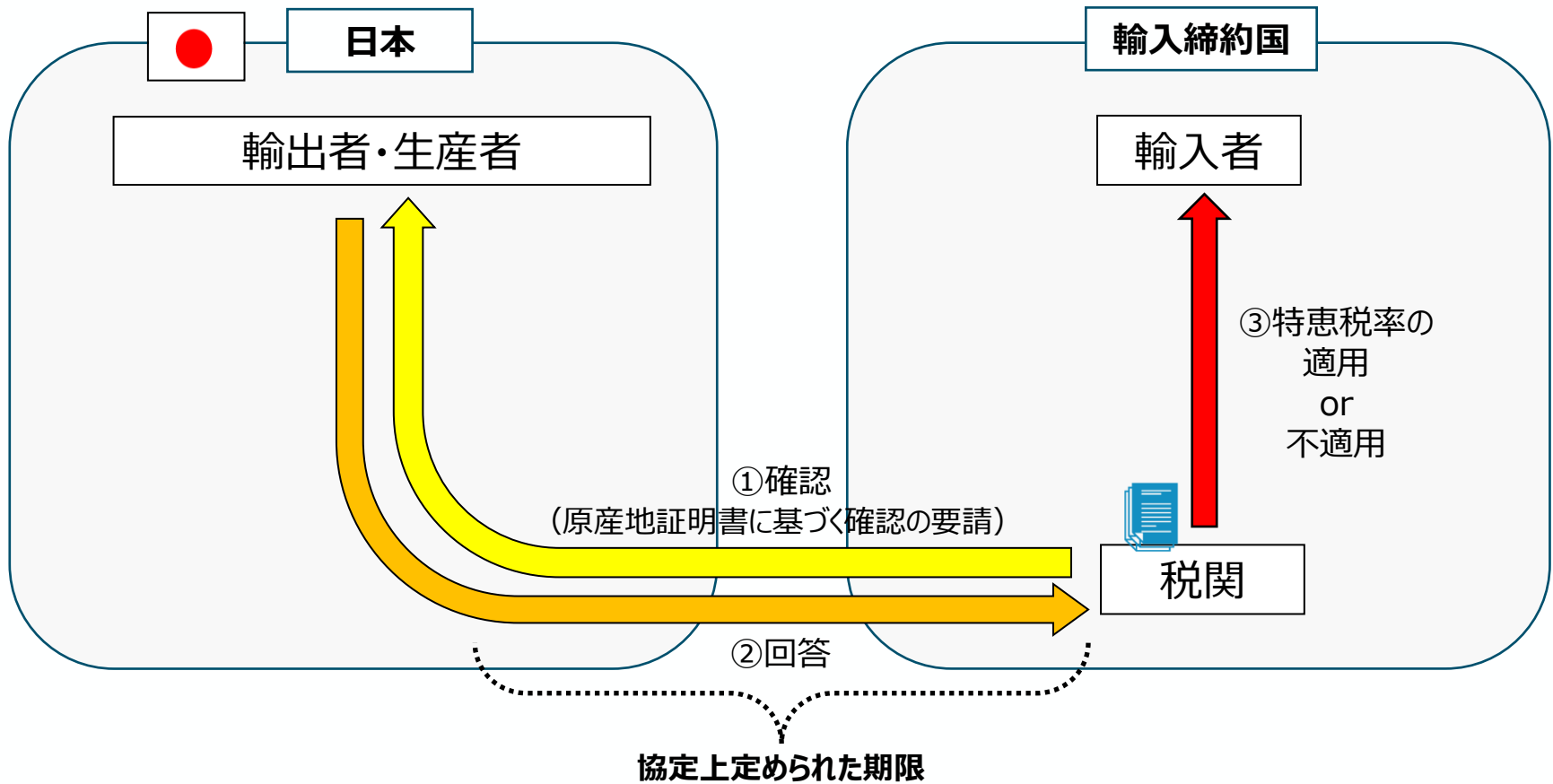
検認の流れ②（自己証明・間接検認の場合）

対象の協定：日EU、日英、RCEP



検認の流れ③（自己証明・直接検認の場合）

対象の協定：CPTPP、日メキシコ、日オーストラリア



検認の回答期限（協定別）

協定	最初の確認	追加の確認	間接/直接検認
日シンガポール	－	－	間接検認※
日メキシコ	間接：6ヶ月以内、直接45日以内	間接：3ヶ月以内、直接：45日以内	直接/間接
日マレーシア	3ヶ月以内	2ヶ月以内	間接検認
日チリ	3ヶ月以内	2ヶ月以内	〃
日タイ	3ヶ月以内	2ヶ月以内	〃
日インドネシア	6ヶ月以内	4ヶ月以内	〃
日ブルネイ	3ヶ月以内	2ヶ月以内	〃
日ASEAN	3ヶ月以内	3ヶ月以内	〃
日フィリピン	3ヶ月以内	2ヶ月以内	〃
日スイス	10ヶ月以内	－	〃
日ベトナム	90日以内	90日以内	〃
日インド	3ヶ月以内	2ヶ月以内	〃
日ペルー	3ヶ月以内	2ヶ月以内	〃
日オーストラリア	45日以内	－（6か月以内に検認を完了）	直接/間接
日モンゴル	4ヶ月以内	2ヶ月以内	間接検認
CPTTP	30日以上	少なくとも30日（365日以内に検認を決定）	直接検認
日EU	10ヶ月以内	－	間接検認
日米協定	－	－	輸入者への検認のみ
日英	10ヶ月以内	－	間接検認
RCEP	30日以上90日以内	－	〃

※「間接検認」の回答期限は、輸入国税関当局から検認の要請を受けた経済産業省もしくは日本税関の回答期限になります。外交ルートによる事前の精査等の事情により、輸出者、生産者の回答期間は変わりますので、ご注意ください。

※正確な情報は、協定本文も合わせて参照ください。

(2) 検認の事例と対応

検認の主な内容と対応

- 産品の原産性の確認
 - **原産品であることを明らかにする資料等**の提供により原産性を説明
 - ※対比表、計算ワークシート等や関連する裏付け資料
(発給申請に係る産品のインボイス、製造工程フロー図等)
- 原産地証明書上の記載事項の正確性の確認
記載に誤り等があれば、正しい内容を説明
- 原産地証明書記載の産品のHSコードが、①や②と異なる場合の原産性の確認
 - ①輸入国税関が認識しているHSコード
 - ②輸入者による申告時のHSコード
 - 可能な限りの範囲で、①や②における原産性についても説明

(3) 第三者証明の検認の事例と対応 ～最近の傾向～

- ① 輸出産品に係る原産地証明書上のHSコードと通関申告上（輸入国税関指定）のHSコードが異なっていることから、**輸入国税関指定のHSコードでの原産性の確認**を求めるもの。

ベトナム、タイ、中国

- ② **原産地証明書の記載上の誤りを指摘**するもの。
（インボイスとの違い（品名、出荷日、発行者名ほか）など）

タイ、中国、インドネシア

- ③ **細部にわたる原産性の確認**（材料まで遡って確認など）を求めるもの。

インド


- ④ **輸入国税関が指定した回答書フォーマット**での回答を求めるもの。

韓国

(3) 第三者証明の検認の事例と対応 ～事前準備において～

慌てないための事前準備

- 原産品であることを明らかにする資料や裏付け資料等は、原産性判定及び原産地証明書を作成した際に適切に保管し、検認要請があった際に、慌てないよう確認方法を確立しておく。
- 対応する部署/メンバーを事前選定し組織として対応する。
(メンバーには、輸出産品が原産品であることを明らかにする資料等の内容を十分理解・説明できる者を参加させるのが効果的)
- 責任者の関与や要請を受けた際の初動対応を確認しておく。

- 
1. 検認の概要と傾向
 2. 検認実態アンケート調査結果
 3. 企業の対応事例

EPAに基づく検認実態アンケート調査

調査概要

■ 調査目的

日本からの輸出に関して、経済連携協定（EPA、注）に基づく輸入国税関からの検認対応に関する企業の実態や課題を把握する。

■ 調査方法・対象

業界団体や経済団体を通じて、輸出に取り組む日本企業を対象に、オンラインでアンケートを実施。

■ 調査項目

EPAの利用状況、検認への懸念、検認への対応実績

■ 調査期間

2025年12月15日～2026年1月16日

■ 備考

本アンケートの対象となるEPAには、日本が締結しているEPAに加えて日米貿易協定を含む。

回答企業の概要（業種別、企業規模別）

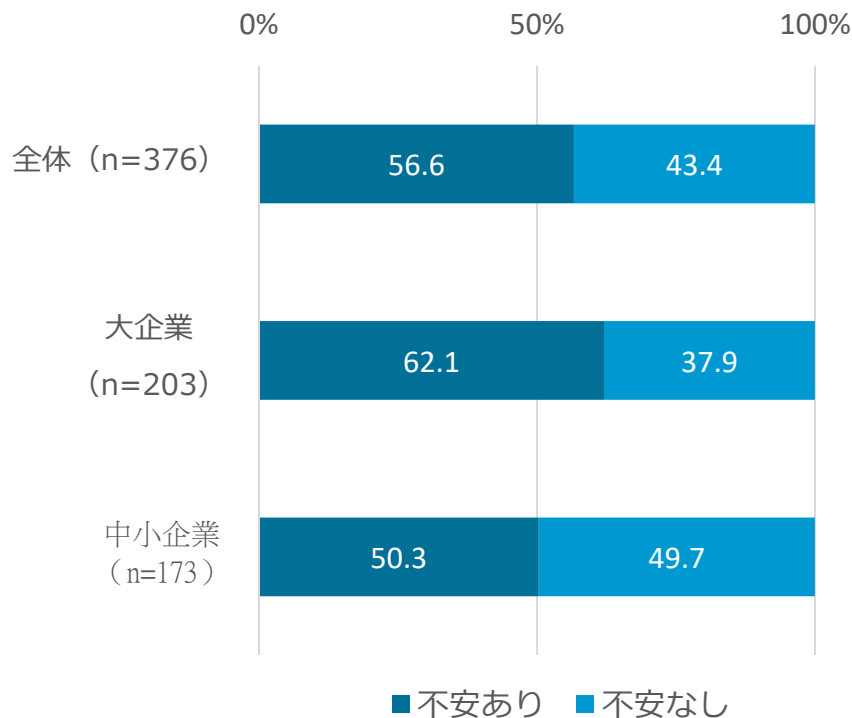
区分		回答数	構成比(%)
全体		376	100.0
業種	製造業	336	89.4
	自動車部品	126	33.4
	一般機械	47	12.5
	化学	27	7.2
	自動車	21	5.6
	金属製品	19	5.0
	電気機械	10	2.7
	繊維・織物	9	2.4
	プラスチック製品	8	2.1
	鉄鋼	8	2.1
	電子部品・デバイス	8	2.1
	精密機器（医療機器含む）	7	1.9
	非鉄金属	7	1.9
	その他	39	10.6
	非製造業	40	10.6
商社・卸売	38	10.1	
その他	2	0.5	
規模	大企業	203	54.0
	中小企業	173	46.0

注：回答企業によっては、部門ごとに回答している場合もある

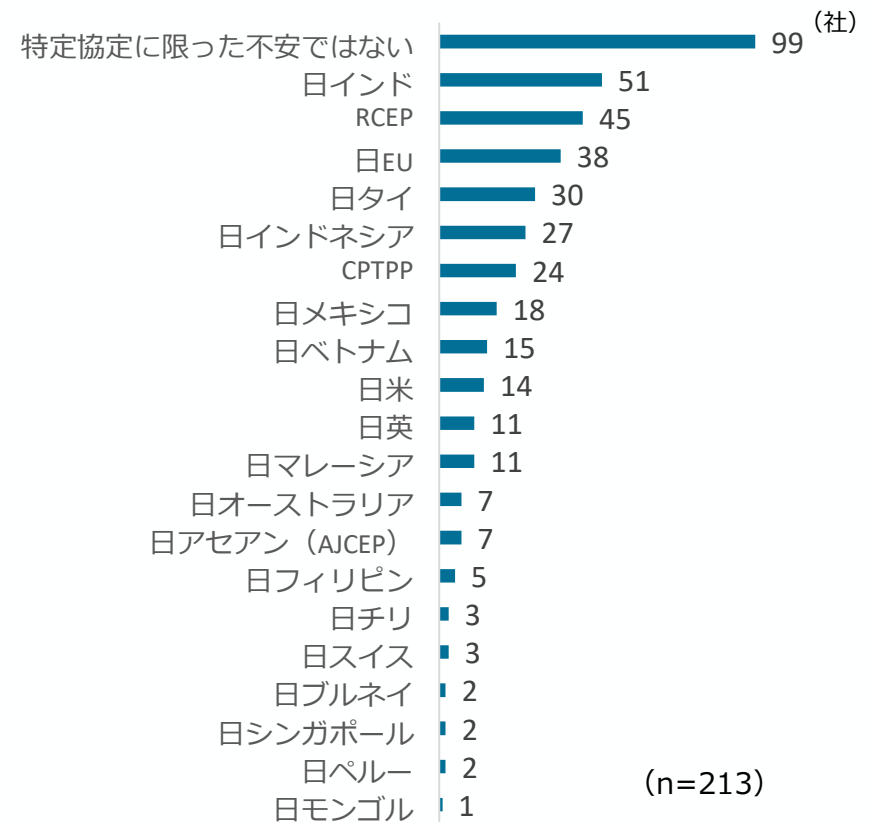
検認への懸念（1）

- 回答企業の43%は検認に不安なし。57%は不安あり。大企業では62%が不安を感じている。
- 特定の協定に限った不安ではないという回答が多いが、協定別では日インド、RCEP、日EUが上位となった。

検認への不安有無



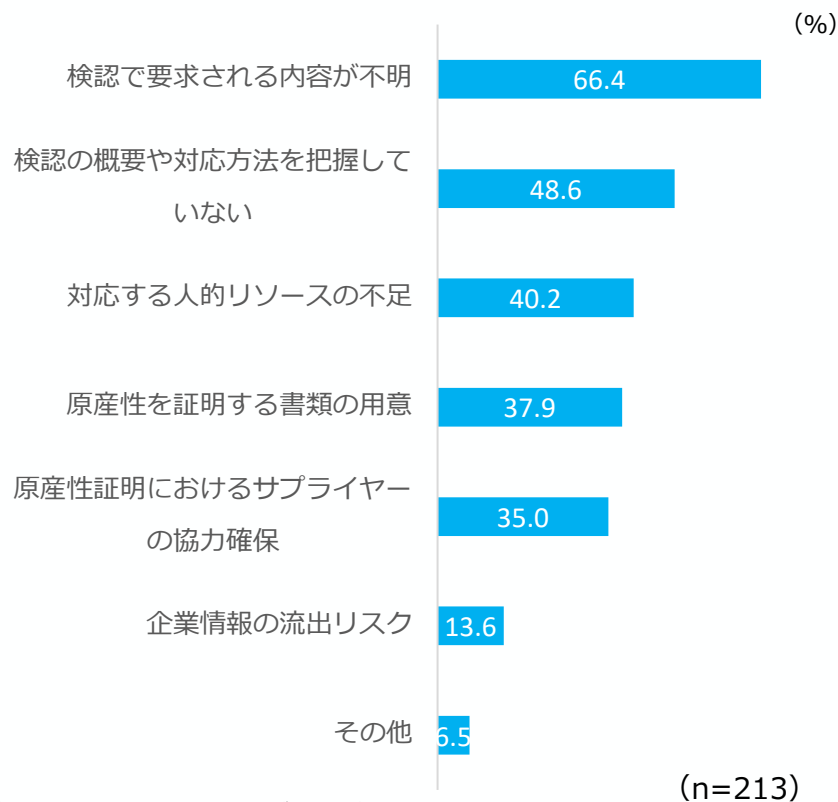
検認が不安な協定（複数回答）



検認への懸念 (2)

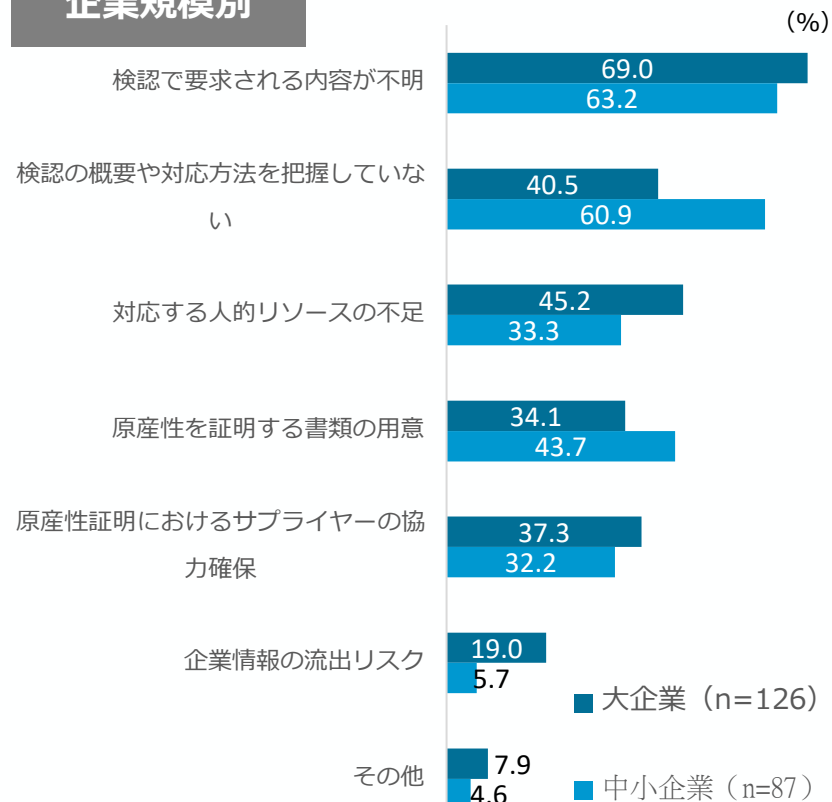
- 検認に不安を感じる企業のうち、66%が「検認で要求される内容が不明」を不安要素に挙げた。
- 企業規模別にみると、中小企業では「検認の概要や対応方法を把握していない」割合が高い。大企業では「対応する人的リソースの不足」に不安を感じる割合が高い。

検認で不安を感じる要素 (3項目まで回答)



注：検認に不安を感じる企業が回答対象
出所：EPAに基づく検認アンケート

企業規模別



検認への対応

- 実際に検認要請を受けた協定は、日EU、日インド、日タイ、日インドネシアなどが挙げられた。
- 検認対応で苦労した点としては、情報収集や社内外調整の負荷などのコメントが多かった。

検認対応で苦労した点（自由記述）

- **情報収集や社内外調整の負荷が大きい**
 - ✓ サプライヤーや社内他部署などからの情報収集が大変。
 - ✓ 根拠資料（原価情報、為替レートなど）に関して、追加情報を求められるケースがある。
- **HSコードの解釈が異なる**
 - ✓ 相手国とHS分類、見解が一致しない。
 - ✓ 異なるHSコードでの原産性の証明が求められる。
- **回答期限が短い**
 - ✓ 準備時間を十分に確保できない。
 - ✓ 郵送必着に伴い、実働時間が短縮される（電子送付を要望）。
- **輸入国税関や商工会議所（国内）とのやり取りが分かりづらい**
 - ✓ 指摘や要求の内容が不明確・過剰と感ずることがある。
 - ✓ 受領連絡や結果報告が来ないケースがある。
- **検認に関する理解・経験の不足**
 - ✓ 対応実績がなく、手探りで対応せざるを得ない。
 - ✓ 営業担当者の理解が不十分。

1. 検認の概要と傾向
2. 検認実態アンケート調査結果
- 3. 企業の対応事例**

※次のページより紹介する内容は企業の個別対応事例であり、記載された内容がすべての輸入国に適用される運用とは限りませんのでご注意ください。

①資料の保存・管理方法について

- 原産地証明やその裏付けとなる根拠資料の管理方法は企業によりばらつきが見られ、多くの企業が悩みながら対応している様子がみられた。
- 保管書類のデジタル化検討、社内システムによる一括管理、検認対応書類のパッケージ化などの工夫をする事例があった。

企業の対応事例 1

- 協定の保存期間にかかわらず、原産地証明書とその根拠資料一式を全て紙で管理。自社の規定に基づき 7年間保管しており、外部に保管場所も確保。
- 今後、保存書類の電子化対応について検討中。

企業の対応事例 2

- 社内システムにより、EPA専門部署の担当が、製造指示書、購買、原価情報にアクセスできる仕組みを構築。EPA専門部署で一通りの資料を管理している。
- 工場や営業部門に確認が必要な情報が最小限となり、現場の負担軽減に繋がった。

企業の対応事例 3

- 過去の検認経験を踏まえ、インボイス、船積み書類、部品表、CTC対比表、製造レイアウト、宣誓書等、提出が見込まれる書類を初回提出パッケージとして標準化。
- 別の検認の際も、短期間で円滑に資料を準備できるようになった。

②輸入国税関への説明資料の工夫（1）

- 多くの企業で、検認で要求される内容に正確に回答しようと努めている様子が見られた。
- 全ての要求内容に対して一度で回答を完了させようとせず、すぐに用意可能な書類から段階的に提出を試みる事例、輸入者を通じて税関の要求の意図を確認した事例などがあった。

企業の対応事例1（CPTPP・メキシコ）：

自己証明

- 特定の製品について1年分を対象に、製品情報、原産品基準、根拠書類、会社の宣誓等を求められた。回答後、追加で、部品表の詳細、包括的期間で発行した原産地証明書の協定整合性、原産資格割合の計算の詳細について問われた。
- 求められた資料の全てを提出しようとする膨大な量になり、現実的でないため、一事例のみ選定して提出。製造工程は、各工程の詳細には踏み入らず、まずは大まかなレイアウトを示すなど、用意可能な範囲の資料を提出。
- 追加で資料提出が求められたら、そのときに提出する方針とした。

企業の対応事例2（CPTPP・メキシコ）：

自己証明

- 特定の製品について1年分のデータを全て提出するように要求されたところ、初回の回答では、輸入国税関からの資料内で選択肢の一つとして示されていた“Selective Sampling”を採用し、特定製品の一部の情報について回答した。

②輸入国税関への説明資料の工夫（２）

企業の対応事例 3（CPTPP・メキシコ）

自己証明

- 製造実績を示す資料が求められたところ、原材料は巨大ヤードで一括管理されており、原材料の情報を最終製品と紐付けることが困難。
- 毎出荷時に発行する品質証明に、製造履歴・成分値・製造地等が書かれているため、それらの情報を品目毎にエクセルにまとめて製造実績の説明資料として提出した。
- 材料の紐付けが容易ではない製品であるため、最終製品の生産量と原材料の購買履歴の規模が同等になっていることをデータで示して説明した。

企業の対応事例 4（CPTPP・カナダ）

自己証明

- 年度の出荷実績として、インボイス日付、インボイス番号、単価、数量、インボイス価格、品番の情報を型式別にまとめて提出するよう求められた。回答後、特定の複数製品について、金額や原産割合、部品表の追加での提出依頼があり、部品の調達依頼、検収明細（部品番号、サプライヤー情報、日付など）、生産実績を提出。
- その後、さらにいくつかの部品が選定され、仕入先の原産判定の根拠を求められたため、サプライヤーの生産工程とCTC対比表を英語訳付きで提出。
- さらに、部品表のうち、一部内製品の製造工程について追加質問を受けた。輸入国税関との複数回のやりとりを通じて、徐々に原産性確認のスコアが絞られていった。

③社内体制の構築・プロセスの整理（1）

- EPAに関する社内研修を実施している事例、製品部門毎にEPAの責任者を置いている事例、検認で要請される情報に応じて複数のチーム編成、複数の部門間で連携して対応する事例があった。
- 組織の意思決定者とのコミュニケーションを重要視する企業の事例もあった。

企業の対応事例 1

- 工場や営業からの情報（協力）は得られないという前提で、社内システムに集約された情報を活用し、専門部署（原産地証明対応）中心で対応している。
- 部長を筆頭に合計8人体制。元々、アンチダンピング対応をしていた部署が、社内システムの活用に慣れてきたことから、EPA対応も担当することになった。

企業の対応事例 2

社内でEPAに関する研修を実施し、営業部門の担当はEPAに関する基礎知識を身につけ、顧客や調達先（生産者）と調整できるような体制を取っている。

③社内体制の構築・プロセスの整理（2）

企業の対応事例3

- 輸出手続きを担当する部署が、FTA関連の社内ルールを定める統括的な役割を担っている。この部署は、各製品部門の社員に対してセミナー等を実施し、FTAの適切な利用拡大に努めている。
- 各製品部門にはFTA管理責任者を任命。検認の提出資料の準備は、各製品部門がFTA管理責任者を中心に対応している。
- 検認対応の知見は、実際の検認対応を通じて徐々に蓄積されている。数週間の回答期限に対し、最初の週で回答のドラフトを起こし、発給機関とのやりとりを経て内容をすりあわせ、最後の週で社内の承認を取り提出するというスケジュールを組んでいる。

④ 個社の秘匿情報の提出方法

- 製品の原価情報などの企業の秘匿情報について、サプライヤーから輸出者に情報提供することができない場合、輸出者を介さずに、サプライヤーから直接資料を提出する（輸出者や輸入者からサプライヤーに対し、直接、検認の要請者に対し回答を依頼する）事例もあった。

企業の対応事例 1（日EU）

自己証明

- サプライヤーから供給された産品に検認要請があり、同産品の情報提出が求められたが、顧客である輸出者を介して資料を提出することは、サプライヤーの企業内部情報の管理の観点でできなかった。
- そこで、輸出者が通知された「検認番号」と担当税関の連絡先を取得し、日本税関に対して、サプライヤーから直接情報を提出した。

※間接検認の場合、経済産業省や日本税関から輸入国税関当局に対して提供する情報は、輸出者等の同意がある情報とみなされる。

※自己申告制度の間接検認の場合、サプライヤーから調達した材料に関する情報の提供が求められ、製品の原価情報などサプライヤーから輸出者に提供することができない場合には、サプライヤーから日本税関に対して、輸出者を介さずに直接情報提供することを求めることも可能。（各協定の証明方法と検認の種類は8ページの一覧参照）

※輸入者が検認要請を受けて、輸出者として輸入者から輸出産品の情報提供を求められた場合、輸入者に対し産品の秘匿情報を提供することが難しい場合には、輸入国税関に輸出者への検認プロセスに切り替えるよう、依頼することが可能。

⑤付加価値基準を用いた場合の対応

- 付加価値基準を用いて原産性判定をする際、輸出の都度、材料の原価計算等を行うことが実務上難しいという企業の声があった。これに対して、定期的にその正当性を確認しながら標準原価を用いる事例や、標準原価とインボイスに記載された実際の価格との差異を税関等に補足説明する事例があった。

企業の対応事例1 (CPTPP・メキシコ)

自己証明

- 業界の商習慣として、実際原価に基づき、その都度付加価値基準を計算することは難しく、標準原価を採用して計算している。原産性を判定した時期と原価が発生した時期を示しながら、計算時期の違いにより金額のズレが生じている旨を補足説明。
- その際、定期的に原価計算をして原産性の確認をしていることや、金額のズレが少ない旨もデータで示した補足資料を用意することで、標準原価使用の正当性を丁寧に説明した。

企業の対応事例2 (日EU)

自己証明

- 月次の原価計算を用いて付加価値基準を計算しており、実際原価とのズレが大きく生じていないことを都度確認して対応している。

企業の対応事例3 (日EU)

自己証明

- 材料の価格が変動しやすく、実際原価による付加価値基準の計算は膨大な作業コストとなるため、CTCルールの適用に切り替えた。

⑥ 輸入国税関や関係者とのコミュニケーション

- 資料の差し戻しや追加での膨大な資料提出などの事務コストを減らすため、輸入国税関からの要求内容を、輸入者を通じて具体的に確認したり、業界特有の商習慣等について税関職員に説明する企業の事例があった。
- 原産性の証明にサプライヤーの協力や情報提供は不可欠であり、普段からサプライヤーとの間で、資料の管理や検認を含むEPAの制度に関する理解を深めるためのコミュニケーションを重視している企業の事例もあった。

企業の対応事例1 (CPTPP・メキシコ)

自己証明

- 輸入国税関が、検認の対象製品と類似製品とを混同していたため、輸入国の現地法人（輸入者）と連携し、輸入者から税関にカタログを提示するなど説明して理解を得た
- 業界や個社特有の商習慣について、輸入国税関が知らない前提で、現地法人から丁寧に説明を行い、理解を促した。
- 電子データに加え、紙媒体での資料提出を求められたため、現地法人に印刷と提出を依頼した。

企業の対応事例2 (日EU)

自己証明

- 輸入国税関から部品ごとの詳細資料を要求された際、輸入国税関の「要求内容の意味」や「必要資料」について、サプライヤーに明文化して資料提供を依頼することで、迅速な提出に繋がった。

⑦ その他の事例・課題（1）

（検認の結果通知）

- 検認対応の結果通知は、多くの企業が気にしている。企業によっては、検認の結果を輸入者を通じて確認する事例もあった。

※一部の協定では、輸入国税関から輸出締約国の確認の要請を行った者（協定によって、発給当局、税関、輸出者、生産者のいずれか）に対し検認の結果を通知することについて規定されている。また、一部の協定では通知の期限についても規定されており、例えば、日チリ協定は情報を受領した日から45日以内、AJCEP、日ベトナム協定は30日以内に通知（通報）することが規定されている。CPTPP協定は決定を行うために必要な情報を受領した90日以内（最初の情報についての要請その他の行動をとった後365日以内）、RCEP協定は90日～180日以内の決定に務めることについて規定されている。

（現地の在外日本公館等との連携）

企業の対応事例（日メキシコ）

- メキシコ税関からの検認要請に対し、現地の日本大使館やメキシコ日本商工会議所（カマラ）にも相談しながら対応。
- 検認の進捗状況については、日本大使館とも相談し、メキシコ税関と類似のやりとりの実績があるカマラ経由で照会。最終的に原産性の確認がメキシコ税関から認められた。

⑦ その他の事例・課題（2）

（戦略的なEPA選択：協定毎の特徴の把握）

- 輸出相手国で適用可能なEPAが複数（二国間協定とCPTPPやRCEPなどのマルチ協定等）ある場合、利用する協定を切り替える企業の事例もあった。
- 協定毎の特徴（関税率、PSR・その他のルール、証明方法（第三者証明/自己証明）、検認方法（間接検認/直接検認））を事前に確認し、利用する協定を選定している企業もいた。

企業の対応事例1（CPTPP）

- バイ協定のPSRがCC（2桁変更）ルールであるところ、輸出先が加盟するCPTPPのPSRはCTH（4桁変更）であったため、CPTPPの利用に切り替え、証明負担が軽減された。

企業の対応事例2（EASEAN）

- もともと第三者証明が適用される協定を利用していたが、EPA活用の経験や知見が蓄積されたことに加え、輸出先がCPTPPの締約国でもあったため、自己証明が適用されるCPTPPに切り替えた。
- 第三者証明の原産地証明書の発給に必要なやり取りや費用が省かれ、作業にかかるコストやリードタイムが軽減された。

【参考】書類の保存義務

原産品であることを証明する根拠書類は、協定で定められた期間、保存する義務があります。

協定名	書類の保存期間
日シンガポール協定	—
日メキシコ協定	5年
日マレーシア協定	5年
日チリ協定	5年
日タイ協定	5年
日インドネシア協定	5年
日ブルネイ協定	3年
日アセアン協定	3年
日フィリピン協定	5年
日スイス協定	3年
日ベトナム協定	3年
日インド協定	5年
日ペルー協定	5年
日オーストラリア協定	5年
日モンゴル協定	5年
CPTPP	5年
日EU協定	3年（輸入者自己申告）／4年（輸出者自己申告）
日米協定	—
日イギリス協定	3年（輸入者自己申告）／4年（輸出者自己申告）
RCEP	3年

※正確な情報は、協定本文も合わせて参照ください。

【参考】相談窓口・問合せ先一覧

ジェトロEPA相談窓口（EPA 税率を適用するための個別具体的なご相談をご希望の方向け）

東京 03-3582-4943、大阪本部 06-4705-8606、ジェトロ北海道 011-261-7434

ジェトロ仙台 022-223-7484、ジェトロ名古屋 052-589-6210、ジェトロ広島 082-535-2511、
ジェトロ香川 087-851-9407、ジェトロ福岡 092-471-5635

※電話受付時間：9時00分～12時00分/13時00分～17時00分（土日祝祭日・年末年始を除く）

※最寄の貿易情報センターでもご相談を受け付けています。

ジェトロ現地事務所

国内に加え、海外にも拠点がございますので、お困りの際はお近くの事務所にお気軽にご相談ください。問合せ先は下記URLより確認ください。

<https://www.jetro.go.jp/jetro/network.html>

【参考】 相談窓口・問合せ先一覧

経済産業省委託事業 EPA 相談デスク（EPA 税率を適用するための一般的なルール（※日本から輸出する際に限る）を知りたい方向け）

EPA の基礎を学べる e ラーニング・動画コンテンツ等の配信、EPA 活用初心者を対象としたオンラインワークショップの開催、メールおよびオンライン面談でのご相談受付を無料で行っています。ぜひご活用ください。

詳細は以下のサイトまたは、インターネットで「EPA 相談デスク」と検索ください。

URL: <https://epa-info.go.jp/>

日本税関（輸出入通関手続やHS番号等に関するお問い合わせ）

下記のURLから、お問合せください。

URL : <https://www.customs.go.jp/question2.htm#b>

現地日本大使館（海外現地でのお問合せ先）

海外現地でのお困り事は、まずは日本大使館にお問合せください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html>

＜資料作成にあたってご協力いただいた関係者の皆様＞

- EPA活用推進会議 検認WGメンバー
- 検認実態アンケート調査にご回答いただいた企業の皆様
- 検認実態アンケート調査に基づき、経済産業省によるヒアリングにご協力いただいた企業の皆様
- 財務省 関税局 関税課 原産地規則室
- 経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理課 原産地証明室

【注意事項】

- 本レポートに掲載されている情報の正確性には万全を期しておりますが、利用者が当ページの情報を用いて行う一切の行為については、経済産業省はいかなる責任も負うものではありません。
- 本レポートの掲載内容について、事前の許可なく無断で複製、転載、再配布することを固く禁じます。

【問い合わせ先】

経済産業省 通商政策局 国際経済部 経済連携課（電話番号：03-3501-1511（内線 2972））